



## 2005年IFRS適用に向けての会計基準の収斂化 : EU の会計統合戦略とドイツの対応

著者	佐藤 誠二
雑誌名	同志社商学
巻	58
号	6
ページ	63-85
発行年	2007-03-15
権利	同志社大学商学会 ドウシシャ ダイガク ショウガツカイ
URL	<a href="http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000007364">http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000007364</a>

# 2005年IFRS適用に向けての会計基準の収斂化

—EUの会計統合戦略とドイツの対応—

佐藤 誠 二

はじめに

I EUの金融市場統合に向けてのアクションプランと会計戦略構想

II 会計統合戦略のためのEU指令及び命令

III EU会計戦略へのドイツ会計改革の対応

おわりに

## はじめに

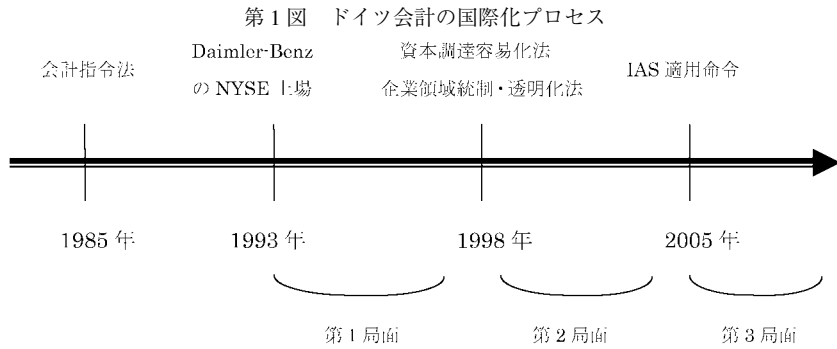
ドイツにおける会計国際化改革を歴史的経過から辿ると3つの局面からとらえることができる。B. Pellens<sup>1</sup>等に従えば、第1の局面は、「会計指令法 (Bilanzrichtlinien-Gesetz)」(1985年)の制定から8年後の1993年から1998年までの会計実務の国際的進展の期間である。1993年、当時のDaimler-Benz株式会社がニューヨーク証券取引所に上場したのを契機に、ドイツのグローバル・プレーヤー(国際的企業)による国際的資本市場でのエクイティファイナンスが促進され、そこでドイツ商法準拠の決算書とIAS/IFRS(以下、IFRS<sup>2</sup>と略称)あるいはUS-GAAP準拠の決算書のいわゆる二重開示の問題が提起され、国際的に適用しうる会計基準をめぐる活発な議論が展開された。第2の局面は1998年から2005年のあいだの時期で、ドイツ会計の規制緩和(De-regulierung)の期間である。1998年には「資本調達容易化法(KapAEG)」および「企業領域統制・透明化法(KonTraG)<sup>4</sup>」が議会を通過した。資本調達容易化法により改正された商法(商法第292a条)に基づき、資本市場指向的企業の連結決算書に対して、商法遵守から免責条項の規制緩和が施され、IFRSおよびUS-GAAP(国際的に認められた会計原則)の適用が可能となった(ただし、2004年末までの時限立法)。また、企

1 Bernhard Pellens/ Rolf Uwe Fülbie/ Joachim Gassen, *Internationale Rechnungslegung*, 5. Auflage, 2004, S. 51.

2 本稿では、IASおよびIFRSと言う場合、IFRIC(国際財務報告解釈指針委員会)ならびにSIC(解釈指針委員会)の解釈指針を含み、これら国際的会計基準すべての上位概念として、IFRSと略称する。ただし、以下では、EUの「IAS適用命令」など固有名詞あるいは引用箇所の出典部分については、原語のIASをそのまま使用して訳出している。

3 Deutscher Bundesrat, *Gesetzesbeschluß der Deutscher Bundestages, Gesetz zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzerne an Kapitalmärkten und Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz-KapAEG)*, Drucksache 137 vom 98, 13. 02. 1998, 1-25.

4 Deutscher Bundesrat, *Gesetzesbeschluß der Deutscher Bundestages, Gesetzes zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich (KonTraG)*, Drucksache 203/98 vom 06. 03. 1998, 1-18.



出所：Bernhard Pellens/ Rolf Uwe Fülbie/ Joachim Gassen, *Internationale Rechnungslegung*, 5. Auflage, 2004, S. 51.

業領域統制・透明化法による商法改正（商法第342条）に基づき連結会計原則を開発する任務を負うドイツ会計基準委員会（DRSC）も創設された。この時期、ドイツのDAX企業とM-DAX企業の多くがIFRSおよびUS-GAAPに基づく連結会計に転換した。そして最後の第3の局面は、2005年以降の期間である。EUは「IAS適用命令<sup>5</sup>」を2005年1月1日以降から加盟国に適用させ、その後、EUとドイツにおける会計改革の焦点はIFRSの会計システムとなった。ドイツの場合、2004年12月に「会計法改革法（BilReG<sup>6</sup>）」を公示し、資本市場指向的企業および規制された市場に有価証券の取引認可を受けた非資本市場指向的企業に対して、連結決算書に対するIFRSの適用を義務づけ（商法第315a条）、その他の非資本市場指向的企業の連結決算書ならびに資本市場指向的企業の個別決算書についてもIFRS適用の可能性（選択権）を与えた。なお、IFRS適用に際して会計法改革法（BilReG）において未解決の諸課題（とくに、公正価値評価の問題）は今後、策定の予定される「会計法現代化法（BilModG<sup>7</sup>）」に委ねられている。

さて、上述したドイツにおける会計国際化改革の歴史の前提には、たえずEUにおける金融サービス統一市場の形成とそのインフラ整備としての会計統合という戦略がある。そして、その中心に、欧州委員会が示した「金融サービス：金融市場の転換：行動計画<sup>8</sup>」（1999年5月11日付、以下「金融サービス行動計画」と略称）との「EUの会計戦

5 EU, *Verordnung (EG) 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 19. 7. 2002 betreffend Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards*, Amtsblatt der EU, L 243/1-4.

6 Bundesgesetzblatt Jahrgang 2004 Teil 1 No. 65, *Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung (Bilanzrechtsreformgesetzes-BilReG)* vom 04. 12. 2004.

7 欧文の名称は、*Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz*。なお、現時点におけるBilModGの策定作業は、ドイツ会計基準委員会（DRSC）が『会計法現代化法に対するドイツ基準設定審議会の提案』を2005年5月3日に公表するにとどまり、具体的な法案までには至っていない。

8 Kommission der EU, *Mitteilung der Kommission, Finanzdienstleistungen : Umsetzung des Finanzmarktrahmens : Aktionsplan*, KOM (1999) 232, 11. 05. 1999, S. 1-30.

略：将来の進路<sup>9</sup>」（2000年6月13日付）の2つの公式意見がある。EUは、この2つの公式意見を軸にして、各種の指令あるいは命令の法的措置を通じてEUにおける会計統合を推進してきており、今後も継続される。IFRS適用に向けての会計基準の収斂化が会計統合の目標である。

そこで、本稿では2005年を経過し新たな会計改革局面を迎えた現時点で、EUにおける会計基準の収斂化の経緯とそこにおけるドイツの会計制度改革がどのように対応しようとしたのかについてあらためて整理しながら考察し、将来のドイツの会計改革に対する分析のための視点を析出してみたい。

## I EUの金融市場統合に向けてのアクションプランと会計戦略構想

### 1 EUの金融市場統合に向けてのアクションプラン

EUにおける会計統合の歴史には絶えず、欧州統一市場を実現し経済の活性化を図るという背景がある。1992年末のEC統一市場が実現した後、1993年のマーストリヒト条約によってECから移行したEUにおいてもその点は変わりなく、EUは1990年代以降も継続して市場統合政策を発展させてきた。とくに、1999年1月の統一通貨・ユーロ導入に際して金融・資本市場統合の深化がEU経済の将来の発展にとっての重要な牽引力とされた。1997年6月のアムステルダムにおける欧州理事会は、同年4月に欧州委員会が提示した、ユーロ導入と並行した欧州統合市場の実現に向けての一層の前進を意図したアクションプランを決議したが、その延長線上で、欧州委員会が1999年11月に2005年の欧州統合市場の実現のための戦略に関する公式意見書を発表した。この公式意見書は、統合市場達成のための重点課題として、①市民の生活の質の向上、②EUの貨幣・資本市場の効率性の強化、③経済に対する枠組条件の改善、④転換期にある世界における統合市場の成果の利用の4つの目標を明示し、貨幣・資本市場の効率性を強化するうえで金融サービスに対する機能的な統合市場の実現が戦略におけるひとつの重点であると提案しており、1999年12月のヘルシンキにおける欧州理事会はこの委員会提案を決議するに至っている。

そうした経緯のなかで注目されるのが、欧州委員会が公式提示した、1998年10月28日付の「金融サービス：行動大綱の策定<sup>10</sup>」と既述の1999年5月11日付の「金融サービス行動計画<sup>11</sup>」である。

9 Kommission der EU, Mitteilung der Kommission, "Rechnungslegungsstrategie der EU: Künftiges Vorgehen", KOM (2000) 359, 13.06.2000, S. 1-12.

10 Kommission der EU, Mitteilung der Kommission, "Finanzdienstleistungen: Abstecken eines Aktionrahmens", KOM (1998) 625, 28.10.1998, S. 1-28.

11 なお、この「金融サービス：行動大綱の策定」と「金融サービス行動計画」ならびに次節で検討する

欧州委員会は、「金融サービス：行動大綱の策定」において、アメリカのニューヨーク証券取引所もしくは NASDAQ に上場する欧州企業数が、1990年の約50社から1998年にほぼ250社に増加し、取引所資本化額は総額で3000億ドルに達してことを例示し、そうした状況のなかで、ユーロ導入後も欧州企業がその決算書を統一した会計原則を適用して作成するように EU 指令が IFRS に適合することが益々、必要となってきた<sup>12</sup>と指摘した。

そして、1998年12月のウィーン欧州理事会の決議を踏まえて、「金融サービス：行動大綱の策定」に続き、欧州委員会が1995年5月に公表したのが、「金融サービス行動計画」である。この行動計画は、つぎのように述べている。「比較可能で、透明かつ信頼性ある年度決算書は、効率的及び統合された資本市場にとって不可欠である。比較可能性の欠如は、決算書の信頼性が確保されないために、国境を越えた投資をささげるものである。金融サービス政策グループ (FESP) の議論のなかで、EU 全域で資本調達を行う企業に対して統一した会計義務に基づき作成される決算書を利用しようとする緊急の解決がなされなければならないことが明らかにされた。資本調達は EU 領域に限定されるとは限らない。場合によって、我々の企業は国際的資本市場で資金調達することもある。EU 市場内部での比較可能性の改善に対する解決は、国際的に認められた行為基準の動向を反映させることである。現在は、企業に対し国際会計基準が国際資本市場で資本を調達することを可能にする統一会計規定の指針として最も適しているだろう。同様に、国際的決算書監査原則 (国際監査基準) も開示される決算書に信頼を持たせるために履行されなければならない最低条件を明らかに有している。<sup>13</sup>」

「金融サービス行動計画」は、こうした見解にたつて、第1表に示すように、金融・資本市場の統合にとっての施策として、EU 会計戦略に対する公式見解、公正価値評価の導入、EU 指令の現代化、会計監査制度の強化という具体的な優先課題に関する計画を提示したのである。

## 2 EU の会計統合戦略

2000年のリスボンにおける欧州理事会は、金融サービスの統合市場を実現するために「金融サービス行動計画」を2005年までに完全実施することを決議し、それを受けて、欧州委員会は、2000年6月13日付で公式意見書「EU の会計戦略：将来の進路」

、EU の会計統合戦略については、佐藤誠二『会計国際化と資本市場統合—ドイツにおける証券取引開示規制と商法会計法との連繫—』(森山書店)、2001年の序章(10~15ページ)においてすでに、若干の考察を行っている。本稿での考察は、その部分を加筆修正した再論である。

12 Vgl., *Ebenda*, S. 11-12.

13 Kommission der EU, *Mitteilung der Kommission, Finanzdienstleistungen : Umsetzung des Finanzmarktrahmens : Aktionsplan*, a.a.O., S. 6.

第1表 「金融サービス行動計画」における戦略目標

措 置	目 標	担い手	期 限
「公正価値」に基づく会計を可能にする会社法第4号指令および第7号指令の修正 (優先段階2)	欧州の株式会社には、国際的会計原則に一致して、一定の金融資産を「公正価値」をもって表示する可能性が与えられるべきである。	委員会 加盟国 議会	1999年秋に指令案, 2001年に承認
会計領域におけるEU戦略の実現のための委員会の公式意見 (優先段階1)	EUの会計指令および／もしくは国際的に認められた会計原則との結合に基づくEU株式会社の決算書の比較可能性の改善に関する戦略案。当該戦略は、EUにおける株式会会社によって適用されうる、国際的基準を審査するための機構を予定しなければならない。	委員会	1999年末
会社法第4号指令および第7号指令の会計規定の現代化 (優先段階2)	国際的会計基準の動向を考慮するために、第4号指令および第7号指令が統合市場の要請に適応する。	委員会 加盟国 議会	2000年末に提案, 2002年に承認
EUにおける決算書監査関する委員会の勧告 (優先段階2)	品質保証および監査原則の領域における目標措置の勧告によるEUにおける法定決算書監査の品質改善	委員会	1999年末

出所：Mitteilung der Kommission, *Finanzdienstleistungen : Umsetzung des Finanzmarktrahmens ; Aktionsplan*, KOM (1999) 232, 1999, S. 23.

を欧州議会に提出した。欧州委員会は、すでに1995年の「会計領域の調和化—国際的調和化の観点からの新戦略」<sup>14</sup>において、国際的に活動する欧州企業の国際的資本市場への参入を容易にするため、連結決算書に対してIFRSの適用を認めたとうえで、IASCとIOSCOを支持して、取引所市場に対して必要な「国際的に認められた会計基準」の作成に努力することを表明していた。そして、その後、改定作業を終えたIFRSに対して2000年5月17日付でIOSCOがそれを承認し、また、IASCが2001年から発効する組織変更を通じて資本市場におけるより上質の会計基準の適用に努力する目標を明確に掲げたことを背景に、欧州委員会はリスボン決議をふまえ、企業の年度決算書の比較可能性（Vergleichbarkeit）を改善するための措置計画、「EUの会計戦略：将来の進路」を公表したのである。

いま、「EUの会計戦略：将来の進路」が掲げる将来措置を概略すると、つぎのとおりである。

まず、第1段階として、欧州委員会は、2000年末までに、すべての取引所上場のEU企業に対して、IFRSに基づく連結決算書を作成することを要求する提案を行う。加えて、欧州委員会は、非上場の企業に対しても、IFRSに基づく連結決算書を可能にさせる選択権を加盟国に付与する。この場合、欧州委員会が提示する提案はリスボンの欧州理事会が金融サービスのための行動計画の転換に際して決定した、遅くとも2005年ま

14 Kommission der EU, Mitteilung der Kommission, *Harmonisierung auf dem Gebiet der Rechnungslegung ; eine neue Strategie im Hinblick auf die internationale Harmonisierung*, COM 95 (508) DE, 1995, S. 1–14.

での移行期間が予定される<sup>15</sup>。したがって、この提案承認後の遅くとも3年間はEUにおける企業と会計専門家にとっての移行期間となる。

第2段階として、欧州委員会は、2001年末までに有限責任会社の会計にとって将来も基礎でありうるような「EU指令の現代化 (Modernisierung der EU-Rechnungslegungsrichtlinien)」に関する提案を行う。この会計指令の現代化は、IFRSとのあいだの潜在的矛盾を広範囲に解消し、EU指令と現代会計の発展との調和をもたらさなければならない。これは新しい技術的発展が伝統的会計方法の適用を要求する、例えば無形固定資産の計上と評価といった場合に妥当する<sup>16</sup>。

こうしたEUの立法提案は、企業の比較可能で透明性ある決算書に対する明確な規制を導入するもので、その厳格な解釈と適用を保証しなければならず、そのことによって投資家とその他の利害関係者が目的適格的で信頼にたる情報を利用し、企業業績の意義ある比較を可能にし、資金利用の意思決定に資することになるという。欧州の投資家は自身の資金をどの企業に投資するか決定するために上質の会計情報を必要としており、欧州の企業もまた国際的資本市場において資本調達しようとする別の企業と同一の条件が適用されなければならない。したがって、EUにおいて適用されるべき基準に対する法的安定性を保証するうえで、欧州委員会の立法提案は適用されるべき基準と調和するための技術レベルと政策レベルの二重構造を持つ承認方法も確立しなければならない。そうした方法の法的地位と意思決定手続きの詳細は目下論議されているという。また、欧州委員会の見解によると、企業の決算書の透明性を保証するためには、上質の会計基準だけでは十分でないことも指摘される。厳格に首尾一貫して基準が適用されてはじめて決算書の信頼性も確保されるのであり、したがって、EU全域において会計基準が統一的、適切に適用されるためには高品質の法定監査、欧州有価証券監督局の強力な協力が前提となる。なお、立法提案は委員会の計画した措置である現行の「目論見書指令」を補完して実現するものであり、欧州の有価証券発行者にとっての「欧州パス (Europäischer Paß)」を導入するものであるから、そのため、EUにおけるすべての有価証券市場への参入は一連の比較可能な市場情報に基づく共通の規制システムを通じて行われることになるとするのである。

## II 会計統合戦略のためのEU指令及び命令

EUは、「金融サービス行動計画」ならびに「EUの会計戦略：将来の進路」の計画に

15 Kommission der EU, Mitteilung der Kommission, *Finanzdienstleistungen : Abstecken eines Aktionrahmens*, a.a. O., S. 2, S. 11.

16 *Ebenda*, S. 2, S. 11

沿って、会計統合の実施局面に入り、各種の指令あるいは命令の法的措置を矢継ぎ早に講じた。それらは、EUにおける統一会計基準としてIFRSの導入を図ることを機軸に行われたと<sup>17</sup>いってよい。いま、それら指令および命令のうち主要なものをあげればつぎの通りである。

## 1 公正価値指令

公正価値指令<sup>18</sup>（「一定の法形態の会社および銀行およびその他金融機関の年度決算書および連結決算書に許容される価値計上額に関する指令2001/65/EC」, 2001年9月27日付）は、「金融サービス行動計画」が計画の優先順位1として掲げたものである。この公正価値指令に関して、欧州委員会提案（2000年2月24日）の理由書においては、つぎのように述べられている。本提案は、会計に関するEUとIASCとの枠組み規定の比較可能性を保証するための欧州委員会の戦略を促進する1998年に欧州委員会が公表した金融サービスに関する公式見解を対象とする。さらに、本提案は、欧州委員会報告「金融サービス行動計画」のなかに<sup>19</sup>挙げられた措置のひとつである<sup>20</sup>。

また、理由書によれば、「1998年初頭以来、7つの加盟国が公開会社に対して連結決算書をそれがEU会計指令に一致する限り、国内の会計規定でなくIASに基づき作成しうるように自国の法規定を改めたことによって、欧州委員会の新しい会計戦略が支持されたことがわかる。しかし、ここで提案されるような指令の修正がおこなわれなければ、IASに基礎を置くと同時にEU指令をも充足しようとする会社は、評価、とくに一定の金融資産と金融負債の公正価値（fair value）による評価が障害となるだろう。したがって、一般的にみて、この提案の目的は、事業活動の展開とそれに対応した国際会計の傾向に適応して国際的に活動する欧州企業の会計が資本市場の要請に<sup>21</sup>応え得るようにEU指令の現代化を図ることにある」としている。したがって、公正価値指令は金融サービス行動計画の措置の一環としてEU会計指令の現代化を図る指令と位置づけられるとともに、IFRS適用と既存のEU会計指令との大きな相違点となっている金融資産

17 EUにおける2005年1月からのIFRS導入の問題に関しては、つぎを参照されたい。佐藤誠二「EUにおける会計2005年問題」（川口八洲男編著『会計制度の統合戦略—EUとドイツの会計現代化』森山書店、2005年）、第2章。

18 EU: *Richtlinie 2001/65/EG vom 27. 9. 2001 des Europäischen Parlaments und des Rates zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 86/635/EWG des Rates im Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und von Banken und anderen Finanzinstituten zulässige Wertansätze*

19 EU, *Vorschlag für Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG im Hinblick auf die im Jahresabschluss bzw. im konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen zulässigen Wertansätze, Kommission der EU, KOM (2000) 80 endgültig 200/0043 (COD)*. 24. 02. 2000, S. 1–23.

20 *Ebenda*, S. 2.

21 *Ebenda*, S. 4.



(金融負債)の公正価値評価をEU会計に導入することを目的とした指令と言うことができる。

なお、公正価値指令は、附属説明書、状況報告書における関連記載を含む金融商品の評価に関する規定を含んでいる。しかし、本提案は、IAS第39条「金融商品：認識および測定」とは対照的に、金融商品の定義と種類、公正価値、ヘッジ取引、また、金融商品の計上・オフバランスに関する規定、ヘッジ会計の処理についての詳細規定などを含んでいない。欧州委員会が指示する方法は多くの加盟国選択権に委ねており、各加盟国の会計慣行に応じて、速やかもしくは緩やかな移行を可能とするものとされている。<sup>22</sup>

## 2 現代化指令

現代化指令<sup>23</sup>（「特定の法形態の会社、銀行およびその他の金融機関ならびに保険企業の年度決算書および連結決算書に関する指令78/66/EC, 83/349/EC, 86/635/EC および91/674/ECの修正に対する欧州議会および欧州理事会の指令」）も、「金融サービス行動計画」が掲げた、IFRSの動向を考慮してEC第4号指令および第7号指令を統合市場の要請に適応させる構想を2000年末まで委員会が提案し、2002年にEU議会在承認するというスケジュール（優先段階2）に沿ったものである。また、現代化指令は2005年以降、一定の上場企業の連結決算書においてIFRSの適応を義務づけるIAS適用命令と結びついている。EU指令の現代化に関する試みは、現代化指令についての欧州委員会の2002年5月28日提案<sup>24</sup>を経て、2003年6月18日付で成立、公表されるに至っている。

現代化指令によると、IAS適用命令はEU第4号指令ならびにEU第7号指令の基本要請を満たす、すなわち企業の業務損益と財務状況に関する事実関係に合致した写像を伝達するところの国際的な会計原則の共同体への適用を前提とする。また、IAS適用命令にとってもEU第4号指令およびEU第7号指令にとっても、当該指令が国際会計の展開を反映することが望ましく、そうした観点で、EUは1995年に欧州委員会の提示したEUの会計戦略「会計領域の調和化—国際的調和化の観点からの新戦略」において、EUの会計指令がとくにIASCの枠組みにおける国際的会計基準の確定の動向に影響

22 DRSC, *Aufforderung zur Stellungnahme durch den Deutschen Standardisierungsrat (DSR) zu Vorschlag der Umsetzung der EU-Fair-Value-Richtlinie in deutsches Recht*, 11. 20. 2001, S. 2

23 EU, *Richtlinie 2003/51/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 18. Juni 2003 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/675/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und, von Banken und anderen Finanzinstituten sowie Versicherungsunternehmen*, Amsblatt der EU, L 178/16–22.

24 EU, *Vorschlag für eine Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen sowie Versicherungsunternehmen*, KOM (2002) 259, 2002/0112 (COD), 09. 07. 2002, S 1–28.

響しうることを要請したという。<sup>25</sup>

現代化指令の提案によれば、欧州委員会が示した現代化指令の目的はつぎの点にある。

- (1) 会計指令とIFRSとの間の既存のすべてのコンフリクトを解消する
- (2) 会計指令が今後も会計の基礎であるEU企業（すなわち、自身の年度決算書もしくは連結決算書がIFRSに従い作成されない企業）に対して、IFRSに存在する会計選択権を明確にする
- (3) 現代実務に合致し弾力性に富む会計フレームワークを生み出し、IFRSの将来の発展に寄与するよう会計指令の基礎構造を現代化する。<sup>26</sup>

現代化指令の対象とする企業は会計指令に準拠して自身の連結決算書および個別決算書を作成するすべての企業である。これらの企業に対して本指令が問題とするのは次の点だという。加盟国が会計指令にもとづいている会社の立場から、国内条件に合致した方法と速度での国内の会計要請に適用すること。それは、加盟国選択権の形式での追加的会計要請の導入をもって、また現存の加盟国選択権の削減を断念することをつうじて達成される。したがって、本指令は個々の加盟国が望まない会計への効果はもたらさない。このことは、会計要請ととくに個別決算書の場合における税務上とその他の問題との関連にもとづいて重要だとする。また、連結決算書（ないし個別決算書）に加えて、会計指令は一定規模を上回る企業について営業活動の正しい写像を伝達する連結状況報告書（ないし状況報告書）を要求するが、現代化指令はこの要請を堅持し、それに応じて現在の認識状態を強化する。このことは、拡張された利害関係者集団に対する情報をも提供する理解し易い報告書を導くことになるのだとしている。

### 3 IAS 適用命令

すでに述べたように、EUは、IAS適用命令<sup>27</sup>（「国際的な会計原則に関する欧州議会および欧州理事会の命令 No. 1606/2002」, 2002年7月19日付）において、2005年1月1日以降に始まる事業年度から、資本市場指向的企業の連結決算書に関して、IFRSの適用を義務づけ（US-GAAP適用の会社ならびに負債証券のみを取引認可されている会社については、2年間の猶予期間）、非資本市場指向的会社の連結決算書に対して、また個別決算書に対してIFRS適用の加盟国選択権を付与している。IAS適用命令によると、この国際的会計基準の適用を受容するにあつての第1の前提は、企業の財産・財務・収益状態の事実関係に合致する写像を伝達するというEU会計指令の基本要請を満た

25 *Ebenda*, S. 1.

26 *Ebenda*, S. 4.

27 EU, *Verordnung (EG) 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 19. 07. 2002, betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards*, Amtsblatt der EU, L 243/1-3.

し、欧州理事会の決議に応じて EU 指令のすべての個別規定の厳格な遵守を必要とすることなく原則を維持することにある。また、第2の前提は、2000年7月17日の理事会決議に従い欧州の共通の利害に合致すること、第3の前提は、情報の質に関する基本的基準が満たされ、それにより決算書がその受け手にとって有用であることにある。<sup>28</sup>

なお、IFRS を適用するには、EU における承認手続き、いわゆるエンドースメント機構 (Endorsement Mechanism) が不可欠である。IAS 適用命令によれば、承認機構は提案された国際的会計基準 (IAS/IFRS) を遅滞なく受け入れ、主要利害関係者、とくに国内の基準設定機関、有価証券領域の監督機関、銀行および保険会社、中央銀行、会計専門職ならびに決算書の受け手および作成者により国際的会計基準を審議し検討する。この承認機構は共同体における国際的会計基準を適用するための共通理解を深めるための手段である。<sup>29</sup> エンドースメント機構を経た IFRS は、IAS 受容命令「IAS 適用命令に合致した一定の国際的会計原則の受容に関する命令」および、IAS 受容命令の修正命令「IAS 適用命令に合致した一定の国際的会計原則の受容に関する命令の修正命令」<sup>30</sup>を通じて官報に報告され、承認された IFRS として適用可能になる。

#### 4 目論見書指令

目論見書指令<sup>31</sup>（「有価証券の公募もしくは取引認可に際し開示される目論見書および EU 指令 2001/34 の修正に関する指令 2003/71/EC」, 2003年11月4日付）の目的は、第1条第1項が示すように、加盟国に設立されているもしくは機能している規制された市場において有価証券を上場するないしは有価証券の取引が認可される際の、目論見書の作成、承認、普及に対する条件を調和化することを明らかにすることにある。2001年5月30日付の目論見書指令提案は、その立法理由書のなかで、目論見書の形式、内容とその作成に対する理解は EU において異なる慣行に基づいて極めて多様であり、また、相互承認という複雑で欠陥あるシステムによっては統一的な発行者パスの指示という目標を達成できない。目論見書内容を調和化することが共同体における統一的な株主保護にとって必要であり、いわゆる欧州パスの導入は、それが多様な目論見書を作成するもしくは

28 *Ebenda*, S. 2.

29 *Ebenda*, S. 2.

30 EU, *Verordnung (EG) Nr. 707/2004 der Kommission vom 6. April 2004 zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 1725/2003 betreffend die Übernahme bestimmter internationaler Rechnungslegungsstandards in Übereinstimmung mit der Verordnung (EG) Nr. 1606/2002 des Europäischen Parlaments und des Rates*, Amtsblatt der EU, L 111/3–17.

31 EU, *Richtlinie 2003/71/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 4. 11. 2003 betreffend den Prospekt, der beim öffentlichen Angebot von Wertpapieren oder bei deren Zulassung zum Handel zu veröffentlichten ist, und zur Änderung der Richtlinie 2001/34/EG* Amtsblatt der EU, L 345/64–82

32 Kommission der EU, *Vorschlag für eine Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates über den Prospekt, der beim öffentlichen Angebot von Wertpapieren oder bei deren Zulassung zum Handel zu veröffentlichten ist*, KOM (2001) 280, 2001/0117 (COD), 30. 05. 2001, S 1–54.

追加的な国内版を履行する義務を解除することにより、有価証券発行者に対して現行法規の遵守を簡便化する一回限りの機会を提供するだろうと述べている。<sup>33</sup>

目論見書指令が提示する調和化の新システムは、主としてつぎの内容から構成されている。

- －有価証券の上場および取引認可に対する国際基準に合致した改善された開示規範の導入
- －規制された市場において有価証券の取引が認可される証券発行者に対して、当該発行者に関する重要な記載項目の年次の現実化を保証する登録フォーミュラ制度の導入
- －本来加盟国の所轄当局により認可された目論見書の簡便な通知によって、有価証券を取引申請ないし認可する可能性の開設
- －本来加盟国の所轄当局側の権限の集約
- －ストックホルムにおける欧州理事会で決議されたラムファルシー報告書を広範囲に指示することによる Komitologie 方法への頻繁な要請<sup>34</sup>

なお、いうまでもなく、この目論見書指令は 2000 年のリスボン決議の実施計画に従って、IAS 適用命令、現代化指令と連動して EU の統一金融サービス市場の形成に資するものである。この点は、目論見書指令提案が、「有価証券統一市場の実現を加速化し、目論見書の記載内容の比較可能性を改善するために、欧州委員会は EU 会計指令の現実化も計画している。規制された市場で有価証券が取引認可されるすべての EU 企業はその連結決算書を 2005 年以降、統一的会計基準すなわち IFRS に基づき作成しなければならない。EU における有価証券は国際的金融市場において統一的な会計原則に基づいて取り扱われることが保証されなければならない」と述べる<sup>35</sup>ところである。

## 5 透明性指令

透明性指令<sup>36</sup>（「規制市場に有価証券を取引認可される発行者に関する情報についての透明化要請の調和化および 2001/34 EU 指令の修正に関する指令 2004/109/EC」, 2004 年 12 月 15 日付）も、目論見書指令と同様に、IAS 適用命令と密接な関連を有する資本市場の開示規制を含んでいる。

欧州委員会は、目論見書指令とともに、「金融サービス行動計画」の主要構成部分と

33 *Ebenda*, S. 2-3.

34 *Ebenda*, S. 3.

35 *Ebenda*, S. 5.

36 EU, *Richtlinie 2004/109/EG des Europäischen Parlament und der Rat vom 15. 12. 2004, Zur Harmonisierung der Transparenzanforderung in Bezug auf Informationen über Ermittelten, deren Wertpapier zum Handel auf einen gereelten Markt zugelassen sind, und zur Änderung der Richtlinie 2001/34/EG*, Amsblatt der EU, L 390/38-57.

して位置づけられる証券取引所開示規制に関するこの透明性指令についての提案<sup>37</sup>を2003年3月26日に公表した。この透明性指令提案の立法理由書によれば、健全な株主保護と市場の効率性の目的に適合した透明性水準および情報水準が規定されるためには、本提案の発議はIAS適用命令、市場濫用指令、目論見書指令の立法措置すべてが関係づけられなければならないという<sup>38</sup>。また、提案によれば、本指令は一定時点で標準化された形式(定期的情報)ないし継続的情報の形式での開示義務を改革するものだとされている。

開示義務の改革について、透明化指令はつぎの主要目標を掲げている。

- 3ヶ月以内の年次財務報告書の開示を通じた証券発行者の年次財務報告の改善
- 事業年度についての期間報告の改善。これには、詳細な半期財務報告と第1四半期および第3四半期に対する証券発行者についての要求度の高くない四半期報告との実利的な結合が属する。
- 負債証券を発行する証券発行者に対する半期財務報告の導入
- 証券発行者の重要な資本参加の変動に関する継続的告知の異論のない資本市場指向的考え方への基礎づけ。これについては厳格な開示期間内での頻繁な情報を可能とする。
- 証券所有者(株主および負債証券の所有者)に対して株主総会の際に委任ないし電子媒体の手段で情報を利用可能にするための既存の共同体法の現実化。この観点はとくに外国に居住する投資家にとって意義がある<sup>39</sup>。

これらの改革提案によって、透明性指令もやはり、すでにみてきた公正価値指令、現代化指令、IAS適用命令、目論見書指令等のEUの法的措置と連携して金融サービス市場に対する枠組規制を改正する戦略の一環をなしており、それは、2000年における欧州理事会の決議とそれに基づく「金融サービス行動計画」の優先措置として位置づけられるものである。

### Ⅲ EU 会計戦略へのドイツ会計改革の対応

——会計基準設定審議会(DSR)の公式意見を中心に——

それでは、2005年を目指したEUの会計統合戦略に域内加盟国はどう対応しようと

37 Kommission der EU: *Vorschlag für eine Richtlinie des Europäischen Parlament und der Rat zur Harmonisierung der Transparenzanforderung in Bezug auf Informationen über Ermittelten, deren Wertpapier zum Handel auf einen geregelten Markt zugelassen sind, und zur Änderung der Richtlinie 2001/34/EG*, KOM (2003) 138, 2003/0045 (COD), 26. 03. 2003, S. 1–70.

38 *Ebenda*, S. 3.

39 *Ebenda*, S. 3–4.

しているのか。EUの国際化対応戦略に主導的役割を果たしている主要国ドイツの場合を、つぎに取上げてみよう。

ドイツでは、EUの1999年5月の「金融サービス行動計画」および2000年6月の「EUの戦略：将来の進路」をほぼ全面的に受け入れ、EU指令の現代化とIFRSの適用を図るとともに、ドイツ会計法制の聖牛とも言われる基準性原則（商法確定決算基準）を再検討して、「国際的に認められた会計原則」の形成を通じて連結決算書だけでなく個別決算書にも統一的な計上・評価原則を確立するという目標を追求することが提案されていた。その会計改革の中心的担い手がドイツ会計基準委員会（DRSC）のなかの会計基準設定審議会（DSR）である。

とくに、既述のEU指令との関連では、DSRは、2000年7月24日に「EU第7号指令の改革に対する提案」、9月21日には「EUの新会計戦略：将来の進路」に関する欧

第2表 EU指令提案等に対するDSRの公式意見

EUの指令提案等	DSRの公式意見
2000年2月24日 一定の法形態の会社の年度決算書および連結決算書において許容される評価額に関する指令の修正のためのEU議会およびEU理事会の指令に対する提案（公正価値指令提案）	
2000年6月13日 EUの新会計戦略：将来の進路（EU委員会公式報告）	2000年7月24日 EU第7号指令の改革に対する提案に関するDSRの意見 2000年9月21日 EUの新会計戦略：将来の進路に関するEU委員会の公式報告に対するDSRの意見 2000年12月7日 EU第4号指令の改革に対する提案に関するDSRの意見
2001年2月13日 国際的な会計原則に関するEU議会およびEU理事会の命令に対する提案（IAS適用命令提案） 2001年9月27日 公正価値指令	2001年11月20日 公正価値指令のドイツ法への転換提案に対するDSRの意見に対する要請
2002年5月28日 一定の法形態の会社並びに保険企業の年度決算書および連結決算書に関する指令の修正に対するEU議会およびEU理事会の指令についての提案（現代化指令提案） 2002年7月19日 IAS適用命令	2002年8月24日 IAS適用命令、現代化指令提案およびEUにおける決算書監査人の独立性についての委員会勧告－基本原則－（2002年5月16日付）に対するDSRの意見
2003年6月18日 現代化指令	

州理事会および欧州議会への欧州委員会の公式報告」, また, 12月7日には「EU第4号指令の改革に対する提案」という公式意見をそれぞれ公表した。また, 2001年7月6日にはドイツ連結会計法 (Konzernbilanzrecht) の国際的に適用される原則への適用を意図した「会計国際化に関する法律案」を連邦法務省に提出した。この法律案はその後, 連邦法務省の2001年11月26日付の「透明性および開示に関する株式法および会計法の一層の改革のための法律案」に組み入れられ, 最終的にいわゆる「透明性・開示法 (Trans PuG)<sup>40</sup>」として同年7月25日付で連邦公報に公示された。さらに, DSRは, 欧州委員会の提示した2002年5月の現代化指令提案, 2001年7月7日欧州議会において議決されたIAS適用命令に対する公式意見を2002年10月24日付で連邦法務省に提出した。これらの公式意見は, EU戦略に沿って資本市場指向型の会計改革を推進するドイツの中心的担い手の見解であり, ドイツの会計制度改編の在り方を窺う上で, 重要な示唆を提供するものといえる (第2表を参照)。

そこで以下において, いくつかの論点に絞って, EUの会計統合戦略に対するDSRの公式的立場がどのようなものであったのかについて, その内容を考察してみたい。

## 1 EUの会計統合戦略についての対応

2000年9月21日のDSRが示した「『EUの新会計戦略：将来の進路』に関する欧州理事会および欧州議会への欧州委員会の公式報告」に対する意見書<sup>41</sup>においては, 5つの論点について, つぎのようなドイツの基本的立場をとることが要求されている。

### (1) 2005年以降の連結決算書に対するIFRS適用義務に関して

IFRSへの欧州委員会の収斂化は, ドイツ経済の大きな部分, とくにニューヨーク証券取引所に上場する企業ならびにアメリカ合衆国に資本参加所有を有する企業が自身の連結決算書をUS-GAAPに基づき作成, 開示していることを恐らく失念している。現在の欧州委員会の計画によれば, (資本調達容易化法の免責規定によって—引用者) ドイツ商法からUS-GAAPに会計を転換した企業はその会計を再度転換して, 2005年1月1日からIFRSに準拠した連結決算書を作成し開示しなければならない。そうした決算書の利用者側にもたらす影響は別としても, われわれが当該企業に対して新しい転換プロセスをそれほど短期間のうちに期待することはほとんどできないだろう。さらに, 社会は会計基準およびそれによる利益と自己資本の表示が任意に変更されるという印象をもつにちがいない。他方, 政策的理由から, 商法第292a条第1項2a号のようなIFRSとUS-GAAPの両立を長期にわたって維持することは困難である。さらに, IFRSとUS-

40 *Transparenz- und Publizitätsgesetz vom 19. 07. 2002*, BGBl Teil I S. 2681–2687.

41 *DSRC, Mitteilung der Kommission an den Rat und das EP über eine neue Rechnungslegungsstrategie der EU: Künftiges Vorgehen*, 21. September 2000, S. 1–4.

GAAP の継続的な共存は国際的資本市場における透明性にとっても必要でないことを認めなければならない。したがって、連邦政府は国家的にもまた EU の内部でも免責 US-GAAP 決算書の承認のための期限を明確に変更する（たとえば、2010 年まで）ことを要求すべきである。そのことにより獲得した期間を IFRS と US-GAAP を可能な限り接近させ、対立を解消するため振り向けなければならない。そのための機会は十分存在するし、目標追求的に利用しなければならない。<sup>42</sup>

(2) 連結決算書および個別決算書に対する IFRS 適用選択権に関して

a. 連結決算書

国内会計規定の枠内での国際的基準の適用に対する選択権は、企業に対して大きな行動余地を与えている。この選択権は EU レベルで維持しドイツ商法に収容すべきである。そうした選択権は資本市場指向への移行を容易化させる。<sup>43</sup>

b. 個別決算書

個別決算書による開示の改善という関連において、DSR は個別決算書に対する規定の修正に賛同する。国際的には、会計原則に関して、個別決算書と連結決算書との区分は行われていない。国際的に認められた会計原則の適用によって、ドイツの企業にとっては、区分化により二重負担が生じている。個別決算書と連結決算書の異なる規範構成は、会計の言明能力と理解可能性に影響する。連結決算書を作成しない個別企業もまた、国際的市場を利用することがますます強いられている。そこで、個別企業はコンツェルンに組み入れられ、国際的に認められた原則に基づき会計を行う企業と競争する。その限りでは、個別企業についての規制緩和に対して賛同する。<sup>44</sup>

商事決算書はますます、配当可能利益の測定基礎の機能から遠のき、企業ないしコンツェルンの業績（Performance）のための会計として展開してきている。企業およびコンツェルンの内部管理に関してもまた、外部会計のデータも、それが国際的原則に応じて期間適合的価値を表示する限り強く関連づけられている。DSR は、（相応の移行期間を伴って）商事決算書の税務決算書に対する基準性原則および逆基準性原則を廃止することを勧告する。基準性原則はすでに多くの税務上の特別規定によって空洞化している。商事決算書と税務決算書は異なる目的設定を有している。経済的業績と税務上の給付能力は統一的に測定することはできない。連邦財政裁判所（BFH）の決定はますます財政的に展開してきている。特別規定の導入を見いだした判決の一部分は企業の事実関係に合致した写像に適合しない。連邦政府は、加盟国選択権を行使して、商事決算書を税務決算書から開放する方向で国内法への転換を行うべきである。<sup>45</sup>

42 Ebenda, S. 1-2.

43 Ebenda, S. 2.

44 Ebenda, S. 2.

45 Ebenda, S. 2-3



## (3) エンドースメント (承認方法) について

DSR は、拘束的効果を伴う特別の承認方法を通じて IFRS を EU に適用するか否かを決定させるという欧州委員会の計画に思想的には賛同する。現存する統一的な世界規模の資本市場は、企業の決算書の国際的な比較を可能にし、すべての市場参加者によって理解可能な世界的に統一された会計原則を求めている。世界規模の資本市場において、国内のそして地域的な会計規定は、それぞれの国内の領域と地域的領域から生ずる特別な規定がない限り、存在意義をもたない。欧州の IAS (europäischer IAS) を生み出すことは、フィルター機能を行使する特別の承認方法を通じた統一的で世界規模の会計原則という方向に明らかに逆行する。連邦政府はエンドースメント機構として理解される EU レベルの新設置の委員会が形成されないことに努力すべきである。<sup>46</sup>

## (4) エンフォースメント (実施基盤) について

原則的に、会計に対する実施基盤の設置は機能的な資本市場の確保にとってのすべての措置のうち本質的な構成要因である。国家の資本市場監督局の任務領域、権限、人的および財政的装備を強化するのか、あるいは私法上組織され私経済的に統制機関のそれを強化するかのどちらかを優先するのかは、集中的審議を経て決定されるべきである。別の法集団に展開される制度的構成への移転可能性はそのまま受け入れることはできない。<sup>47</sup>

## (5) 2001 年末に予想される欧州委員会の会計指令改訂提案について

DSR は指令と IFRS との間のコンフリクトを可能な限り除去する目標を持って指令を改訂する作業に加わる。目下のところ、会計原則の世界的規模での調和化の努力を強く攪乱しているものは、国内規定、地域的共同体 (たとえば、EU) もしくは類似の機関 (たとえば、SEC) によって作成される詳細な会計規定である。そうした法競合もしくは命令設定者競合が属するものは、連結決算書、場合によっては個別決算書の作成と開示に対するもっとも主要な原則を規定し、形式と内容に関する個別規定は独立した国際的および国内の基準設定主体に委ねることに限定しなければならない。その領域が意義ある規制緩和にとっての範例である。ドイツの立法者はその方向で、「資本調達容易化法」と「企業領域統制・透明化法」をうまく描いてきた。賢明な自己抑制のなかで、キャッシュフロー計算書、セグメント報告書、リスク報告書の作成と開示が規定された。形式と内容に関する個別規定については、立法者は DSR に委ねた。目下のところ、この方向が重要であり、生産的であることをすべてが示唆している。したがって、ドイツ連邦共和国は EU において、会計指令の改訂が同じ方向に進むことに力を込めて努力すべきである。<sup>48</sup>

---

46 Ebenda, S. 3.

47 Ebenda, S. 3.

## 2 会計指令の修正についての対応

DSR が 2000 年 7 月 24 日に発表した「EU 第 7 号指令の改革に対する提案」<sup>49</sup>においては、その冒頭で DSR の基本的立場についてつぎのように記されている。「EU 指令が会計にとっての枠規定を形成し、それと同時に、指令それ自体は厳密な要請を含むことなく会計基準における規制の詳細な設定に対する余地を許容することを通じて、(EU 指令と IFRS との一引用者) 望まれる一致が可能となるという欧州委員会の提案に賛成する。そのことによって、一方で、EU における会計は国際的動向に対応し、企業が EU 指令のために他のグローバル・プレーヤーとの競争で制約されることもなく、自身の決算書を国際的に認められた原則に準拠して作成することが可能となる。また他方で、EU 指令は EU における中小会社にとっての枠組み規定であり続けられる」<sup>50</sup>。また、「EU 指令の改革に際して、欧州の IAS (europäischer IAS) を導くような欧州の特殊な進路は回避されるべきである。それに代わって、IAS と US-GAAP を国際的に均衡するという現在の責務が取上げられ、不足が補われなければならないべきである。～中略～ 国内と地域の資本市場はますます消滅し、それに代わってグローバルな資本市場が現れている。このことは、会計に対して世界規模での共通の挑戦を求めている。それに応じて、欧州における会計の調和化の目標はグローバルな会計の調和化の目標の背後に退くべきである」<sup>51</sup>。

この意見書において、DSR は、連結基準、連結範囲、連結決算書の追加的構成要素(キャッシュフロー計算書、セグメント報告等)、パーチェス法、プーリング法など 12 条項に及ぶ勧告を行ったが、そこでの提案の目的は、「国際的に認められた会計原則との比較可能性をもたらし、将来の予想されるコンフリクトを回避するため可能な限り弾力的で一般的に改革を公式化すること」<sup>52</sup>であった。

その後、DSR は、「EU 第 4 号指令の改革に対する提案」<sup>53</sup>という意見を 2000 年 12 月 7 日に公表した。この提案は、とくに国際的に認められた会計原則の適用に関連して、個別決算書に対するドイツの将来における会計制度改革の方向性を窺ううえで極めて重要な論点が含まれているといつてよい。

以下、この意見書の基本方針において列挙された 9 の論点を示せばつぎのとおりである。<sup>54</sup>

- ① EU 指令と IFRS との一致を生み出そうとする欧州委員会の意図に同意する。国際的に認められた会計原則 (IFRS もしくは US-GAAP) に対して EU 域内の会計を

48 Ebenda, S. 4.

49 DRSC, *Vorschläge zur Reform der 7. EG Richtlinie*, Stand 24. Juli 2000, S. 1-9.

50 Ebenda, S. 2.

51 Ebenda, S. 3.

52 Ebenda, S. 3.

53 DRSC, *Vorschläge zur Reform der 4. EG-RL*, Stand 7. Dezember 2000, S. 1-14.

54 Ebenda, S. 2-4.

適合するうえで抑制であった既存の法的条件を解除し、EU 指令の改革は統一した国際会計に貢献するだろう。その場合、EU 第4号指令は会計に対する枠組み規定を形成し、規制の詳細設定は会計基準に委ねることをもって、国際的に認められた会計原則との一致が追求されることになる。

- ②EU もしくは国内局面において会計規定を詳細化することは会計の国際的調和化の目的に合致するものでない。国際的に認められた会計原則と EU 指令の間の現在ある不一致は、既存の規定の削減もしくは弾力的規定の導入によって解消されるべきである。
- ③EU 第4号指令の計上と評価の規定は、基本的に資本市場指向的資本会社だけでなく、それ以外の資本会社（有限責任の人的会社を含む）に対する枠組みを示さなければならぬ。
- ④資本会社の利益算定に関して、同一の計上および評価規定が適用されるべき一方で、利益処分については国内の規制が許容されるべきである。債権者保護の利害から、例えば、公正価値評価（fair value Bewertung）の際の実現可能もしくは未実現の利益に対する配当制限が規定されることになろう。
- ⑤DSR は、個別決算書と連結決算書に IFRS に基づく同一の会計原則を適用するという見解にたっている。ただし、EU 加盟国のいくつかが個別決算書が利益課税の基礎にある原則（基準性原則）を保持している点などの理由から、DSR は個別決算書を IAS かあるいは既存の EU 指令のどちらかによって作成することを加盟国が許容ないし規定しうような選択権をさしあたり勧告する。また、DSR は EU において基準性原則を廃止し、個別決算書と連結決算書に対して統一した計上および評価原則を確立するような目標を追求することも勧告する。これらの勧告は従来の欧州委員会の会計戦略に沿ったものである。
- ⑥コンツェルンと結合しないが資本市場指向的企業の場合、5 の選択権は適用されず、連結決算書における資本市場指向的な親会社と同様に IFRS が適用されるべきである。
- ⑦基準性原則は個別決算書に対して国際的な会計原則を完全に受入れることと対立する。DSR は、ドイツについて、個別決算書に IFRS を適用できるようにするため、商法第三篇第二節（第242条～第256条）に倣って税務会計に対する独立した法的基礎をつくり、基準性原則に代替することを勧告する。
- ⑧個別決算書における国際的に認められた会計原則の適用には、基準性原則が独立した税法規制によって置き換えられるまでの移行期間が必要である。
- ⑨⑤で述べた一般的选择権を設定する場合、資本市場指向的でない企業および連結決算書に組み入れられない子企業に関して、そうした企業が個別決算書において従来

のEU指令を適用し、税務貸借対照表と広範囲に一致した個別決算書を作成できるような加盟国選択権が準備されるべきである。

ドイツの会計制度の特徴は「商人の基本法(Grundgesetz des Kaufmann)」と呼ばれる商法を中心にして会計法体系の法的安定性と法的秩序を保持してきたところにある。しかし、1990年代の改革を通じて、商法会計法の体系は上場資本会社に対する規制緩和を通じて分岐化し、会計実務に対する法的不安定性をもたらした。また、一世紀以上の歴史を持つ基準性原則(商法確定決算基準)にも揺らぎが生じてきていた。こうした状況下において、EUの会計統合戦略とEU会計指令の現代化に対してDSRの示した基本的立場はドイツ会計法制の「聖牛(heilige Kuh)」とすらいわれる基準性原則を見直し、連結決算書だけでなく個別決算書にも「国際的に認められた会計原則」の適用を認めようとするものであったといえよう。

### 3 IFRS適用と修正EU会計指令の国内法化について

DSRは、IAS適用命令およびEU会計指令修正提案に「EUにおける決算書監査人の独立性についての委員会勧告—基本原則—」(2002年5月16日付)を加えた3つのEUドキュメント<sup>55</sup>に対してそれが会計に関連するものに限っての意見書を2002年10月24日、連邦法務省に送付した。この意見書は、会計国際化にあたってIFRS適用とEU修正指令の国内法化を目前にして、ドイツがどのように取り組んでいくのかを示した格好の素材であるといえるだろう。

以下、IFRS適用とEU修正指令に関連したDSR意見書の主要なところを示せばつぎのようになる。

#### (1) IAS適用命令について

DSRは、IAS適用命令に伴う資本市場指向的コンツェルンに対する会計の前進とそれを上回る適用の可能性に賛同する。DSRは年度決算書にIFRSを適用することによって課税、資本維持、配当等に関して生ずる問題を自覚している。しかし、商法上の(連結)会計が一層発展するという任務を第一と考えている。伝統的な年度決算書および連結決算書に帰属する諸任務からすれば、異なる会計基礎を定め許容することを正当化することも出来る。しかし、年度決算書における事実関係を連結決算書と異なり説明

55 DRSC, EG-Verordnung vom 7. Juni betreffend die Anwendung internationaler Rechnungslegungsstandards, Vorschlag der Kommission vom 28. Mai 2002 für eine Richtlinie des europäischen Parlament und Rates zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen sowie Versicherungsunternehmen, Empfehlung der Kommission vom 16. Mai 2002 zur Unabhängigkeit des Abschlussprüfer in der EU – Grundprinzipien, 24. Oktober 2002, S. 1–7.

するためには、多様な事実関係に対する説明要請に応えなければならず、多大な費用も要することになる。商法第292a条が指示した連結決算書に対する期限付（2004年末）の商法会計規定遵守の免責規定は、国際市場で上場する資本市場指向的親企業の要請と税法および会社法の包括的改革に対する時間要請との間の妥協を示している。長期にわたって、DSRは年度決算書及び連結決算書に対する統一的商法会計を追求してきた。<sup>56</sup>

## (2) 連結決算書について

DSRは、ドイツ連結会計規定の国際化が資本市場指向的企業に限定されずに連結会計義務あるすべての企業に関わることに賛同する。ドイツや欧州の企業の連結決算書の相互の比較可能性はその進展に対抗するすべての議論に対して優位性を持っている。2004年末までに連結会計に関するドイツ基準を国際的基準に適合させるという立法者の意思は実現されるべきである。さらに、連結決算書の作成前提がEU第4号指令の国内法転換に基づいているために、現行商法第290条から296条の法文と国際基準と比較して、指令修正提案の適用範囲において説明されるべき一連の免責規定が生ずる。商法第293条の規模依存的免責は、連結会計の収斂という目標を無視することなく、小規模コンツェルンの過度の負担を回避するために維持されることになる。さらに、非資本市場指向的企業にとって2005年を越える移行規定が望ましいことが考えられるにせよ、ドイツ商法に基づく連結会計からIFRSに基づく連結会計への移行に対する準備作業はこの期限以上に引き延ばすことは実行可能でない。DSRは、連結会計義務の業種特有の形成に対して反対する。通常、銀行及び保険会社の場合、2005年までにIFRSの適用が強制される取引所上場コンツェルンが対象である。連結決算書に対するIFRS適用義務を当該集団との議論によって資本市場指向的企業のみ根拠付けるべきならば、非資本市場指向的企業は少なくとも選択権が付与されなければならない。国際的に理解しやすい情報も利用するという欲求は資本市場で広範に活動する企業に限定される。したがって、移行時点に取引所算入を計画する場合の転換作業に関連する企業に対して、<sup>57</sup>選択権による免除が付与される。

商法第292a条に適用される資本市場指向的企業の定義がIAS適用命令より広く解釈され、その結果、例えば、IAS適用命令の適用領域を最小限に設定する場合、非資本市場指向的持株会社が商法第292a条の適用期限の経過した後に再び商法典に回帰することを指摘しなければならない。<sup>58</sup>

## (3) 個別決算書について

税法および会社法の領域の未解決問題、情報の比較可能性、異なるシステムに基づく

56 *Ebenda*, S. 1.

57 *Ebenda*, S. 2.

58 *Ebenda*, S. 2.

バラレルな会計と結びつく費用といった年度決算書および連結決算書における会計の統一的基礎に対する議論を考慮した上で、DSRはコンツェルン結合のない資本市場指向的企業および連結決算書の被組入企業がIFRSに基づき自身の年度決算書を作成しなければならないことに賛成する。配当抑制等の補完措置はいずれにせよ、規制されなければならない。長期的には、ドイツ商法決算書でなくIFRS決算書を選択するどんな企業も妨げを生じなくなろう。DRSは会社法および税法における改革の促進が重視されることを希望する。<sup>59</sup>

#### (4) 移行規定について

DSRはドイツ企業に対する移行規制における2つの加盟国選択権(会計指令の既存の選択権とIAS適用命令の新規選択権)を継続させることを提案する。基本的にはすべての資本市場指向的企業に対する統一的な透明性要請が適用されるべきである。組織化された市場に負債証券が取引認可される企業はたしかに、商法第292a条の適用領域を確定する場合、同等の取り扱いを得たいとしている。IFRSの適用領域は資本市場の金融商品のどれが認可されるかによって相違する。今行われている改訂作業の観点からは、移行期間が正当化され得る。また、IFRSとUS-GAAPの統一への努力が先行しており、2007年までにIFRS決算書とUS-GAAP決算書との調整計算表は不必要となるべきである。<sup>60</sup>

#### (5) EU会計指令修正について

DSRはすべての会計指令の適用、したがって、銀行についても実施されるべきことを改めて指摘する。会計指令の修正を制限することは、例えば、EU第2号指令に基づく利益処分および資本維持にも該当するために、コンフリクトのないIFRSの適用を可能とするという設定された目標に適合しないことをいま一度、指摘したい。指令提案に組み込まれた新規の加盟国選択権の転換は、既存の加盟国選択権が会計国際化の目標に対して今後も正当化されるか否かについて批判的に吟味する契機<sup>61</sup>を与えるだろう。その場合、本質的に、選択権の正当性が吟味されなければならない。

## おわりに

ドイツにおいては、2004年12月に会計法改革法(BilReG)が施行された。<sup>62</sup>この、会

59 Ebenda, S. 3.

60 Ebenda, S. 3.

61 Ebenda, S. 3.

62 会計法改革法(BilReG)の成立経過、内容およびその問題点については、佐藤誠二「ドイツ会計改革の進展と2005年以降の課題—会計法改革法と会計統制法を中心として—」『會計』(森山書店)第167巻6号、2005年を参照。

計法改革法は、EU の会計統合戦略として欧州委員会が公布した4つの法文書、すなわち IAS 適用命令、規模基準指令、現代化指令、公正価値指令を条項法としてドイツに転換したものである。ただし、EU が加盟国に付与した計上・評価選択権の行使や公正価値評価等の諸課題の実質的対応については、ドイツの場合、会計法改革法ではなく、今後、策定される会計法現代化法 (BilModG) に委ねられている。とくに、商法上の個別決算書については、会計法改革法は形式的小および実質的会計政策に影響する規制をほとんど含まず、その具体的法改正については会計法現代化法の策定をまっしてはじめて明らかになるといわれている<sup>63</sup>。したがって、ドイツの会計改革はいまだ発展の途上にあるが、2005年からの IFRS 適用に際しての法施策の基盤は整えられたと言ってよい。

さて、すでに述べたように、ドイツの国際化を目指した会計改革はとくに、1993年以降、国際化実務の進展、IFRS 適用に向けてのドイツ商法免責条項 (開放条項) の経過措置、IFRS の実質的導入という3つの転換局面を迎えており、その中心にあるのが連結会計への IFRS 導入のための法 (会計基準) 整備である。そして、そうしたドイツのほぼ25年に及ぶ会計改革の根底にあるのが、EU における統一した金融サービス市場の達成と国際的会計基準 (IFRS) の導入という統合戦略とアクションプランである。EU は EU の経済発展の重要な牽引力として国際的競争力ある金融サービス市場の統一を優先課題とし、その統一市場に「国際的に認められた会計原則」すなわち IFRS の導入の法的措置を積極的に講じてきた。ドイツの会計制度は、そうした EU 戦略の枠組みのなかで、国際金融サービス市場に適應するアングロサクソンの資本市場指向の会計制度に急速にシフトされてきた。ただし、EU とドイツの会計改革は、EU とその加盟国の公益を前提に、各加盟国が長い歴史を通じて構築した既存の会計制度とアングロサクソンの個性との「調和と対立」の構図のなかで展開されている点に留意する必要がある。

すでにみてきたように、EU はこの「調和と対立」の解消を図るため、法的措置として講じてきた指令および命令において加盟国に対する選択権と経過措置を付与した。ドイツにおいては、そうした EU の戦略と法的措置に対して、DSR の会計改革の意見は、たしかに EU の提起した資本市場指向型の会計改革に主要国として積極的姿勢 (とくに連結会計に対して) をみせている。しかし、そこでは非資本市場指向の中小会社の会計問題や個別決算書への IFRS 適用、個別決算書の利益 (配当) 測定基礎あるいは基準性原則 (商法確定決算主義) などに係わる会計制度のドイツ的個性をどのように補填し、その上で統一会計基準としての IFRS との調和を図るのが絶えず、問われていることが窺い知れる。そして、ドイツの場合、これらの問題は IFRS 適用命令を実質的に

63 会計改革法以降の個別決算書を巡る課題については、佐藤誠二「IAS/IFRS 適用の個別決算書への影響—ドイツにおける『会計法改革法』以降の課題—」『産業経理』第65巻4号、2006年を参照。

転換した会計法改革法においても解消されず、2005年以降の会計改革（会計法現代化法）に委ねられている。

それらは、一国の会計制度がいかに当該の国家的社会的施設として会計機能を果たしているのかを含意しているといえるだろうし、また、そうした視点を念頭において、EUの会計国際化戦略を再検討して、今後、2005年以降におけるEUとドイツの会計改革の分析につなげることが必要となろう。